

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造および材質（第3条～第13条）
- 第3章 給水装置の工事および費用（第14条～第19条）
- 第4章 削除
- 第5章 給水（第36条～第47条）
- 第6章 料金（第47条の2～第51条）
- 第7章 貯水槽水道（第52条）
- 第8章 雑則（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 削除

第2章 給水装置の構造および材質

（給水装置の構造および附属用具）

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、水道メーターおよびその他の給水用具で構成し、きょう類およびその他の附属用具を備えなければならない。

（受水槽の設置）

第4条 次の各号に該当するものは、受水槽を設置しなければならない。

- (1) 地上4階以上の建造物に給水装置を設置する者（管理者が認める者を除く。）
- (2) 一時に多量の水を必要とする者
- (3) その他管理者が必要と認める者

（給水装置の能力等）

第5条 給水装置の能力は、水栓の用途別使用水量に同時使用率を考慮した水栓数を乗じて算出した所要水量または管理者が別に定める方法で算出した所要水量を確保できるもの

でなければならない。

- 2 水道メーター以下の給水管の口径は、水道メーターの口径と同じ口径またはそれ以下の口径でなければならない。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

#### 第6条 削除

(給水装置の構造および材質の基準)

- 第7条 給水装置の構造および材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準によるものとする。

#### 第8条 削除

(埋設深さ)

- 第9条 給水管の埋設深さは、地盤荷重、衝撃および凍結を考慮し、公道または公道に準ずる私道にあつては1.1メートル以上とし、その他にあつては80センチメートル以上としなければならない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

#### 第10条 削除

(水道メーターの設置)

- 第11条 水道メーターは、各世帯（寮、アパート等において各世帯ごとに給水装置がついているものを含む。）ごとの給水装置に設置する。
- 2 水道メーターは、屋外で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水浸入のおそれのない場所に設置する。ただし、屋外に適当な場所のないときは、屋内に設置することができる。
- 3 水道メーターは、給水せんより低い位置に、かつ、水平に設置する。
- 4 前3項の水道メーターの位置は、管理者が定める。

#### 第12条および第13条 削除

### 第3章 給水装置の工事および費用

(給水装置工事の申込みおよび承認)

- 第14条 条例第6条の規定により給水装置の新設、改造または撤去の工事の申込みをしようとする者は、第1号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、第1号様式の2の通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 条例第6条の規定による給水装置の修繕に係る工事の申込みおよび承認については、管理者が別に定める。

(指定の申請)

第14条の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、法第25条の2第2項および法第25条の3の2第4項の規定により管理者に申請しなければならない。

（指定書の交付等）

第14条の3 管理者は、前条の指定をしたときは、第1号様式の3の指定書を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前条の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、給水装置の工事の事業の廃止を届け出たとき、または第14条の5の規定による指定の取消しを受けたときは、直ちに前項の指定書を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、第1項の指定書を汚損し、または紛失したときは、管理者に再交付を申請することができる。

（指定の有効期間）

第14条の4 指定事業者の指定の有効期間は、新規に指定を受けた者については、指定の日から起算して5年間とし、指定の更新を受けた者については、従前の指定の有効期間の翌日から起算して5年間とする。

（指定の取消しおよび停止）

第14条の5 管理者は、指定事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、指定事業者に特別の事情があると認められるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

（公示）

第14条の6 管理者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をしたとき。
- (2) 指定事業者から給水装置の工事の事業の廃止、休止または再開の届出があつたとき。
- (3) 指定事業者の指定を取消したとき。
- (4) 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

（設計審査および工事検査）

第14条の7 条例第8条第2項の設計審査を受けようとする者は、工事施行前に第1号様式の申込書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 設計図

(2) 設計材料書

2 条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者は、第1号様式の4の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

(1) しゅん工図

(2) 使用材料書

(3) 水圧試験記録表

3 管理者は、前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求め、または同項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

4 管理者は、条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者に対し、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第36条第1号の規定により指名された給水装置工事主任技術者を当該工事検査に立ち合わせることが求められることができる。

(修繕の報告)

第14条の8 指定事業者は、給水装置の修繕の工事を施行したときは、第1号様式の5の報告書により管理者に報告しなければならない。

(同意書等の提出)

第15条 条例第8条第3項の管理者が必要と認めるときとは、給水装置の工事の申込者が、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 給水装置を他人の土地または家屋内に設置しようとするとき。

(2) 給水装置を他人の給水装置から支分引用して設置しようとするとき。

(3) その他他人と利害関係を生ずるおそれがあるとき。

2 前項各号の一に該当する者は、第2号様式による同意書又はその他の書類を管理者に提出しなければならない。

(工事の保証)

第16条 管理者が施行した給水装置の工事について、工事完了後2年以内にその給水装置が当該工事の欠陥により破損したときは、市の負担において補修する。

(費用の算出方法)

第17条 条例第9条第3項の規定による費用の算出は、次の各号に掲げる方法による。

(1) 材料費は、管理者が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて算出する。

(2) 労力費は、管理者が定める一位代価に工量を乗じて算出する。

(3) 経費および設計費は、材料費および労力費の合計額に管理者が定めるそれぞれの率を乗じて算出する。

(工事費の前納の期限)

第18条 条例第10条第1項に規定する指定の期限は、工事費の概算額の通知書を発した日の翌日から起算して90日とする。

(工事費の分納等)

第19条 条例第11条の規定により工事費の概算額の分納の承認を受けようとする者は第3号様式による願書を、当該分納の承認を受けた者は、第4号様式による月賦証書を管理者に提出しなければならない。

2 分納による場合、条例第10条第2項に規定する清算は、その分納の第1回以降で行なう。

#### 第4章 削除

第20条から第35条まで 削除

#### 第5章 給水

(給水の申込)

第36条 条例第16条の規定により専用給水装置による水道の使用の申込みをしようとする者は、第5号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込についての管理者の承認は、給水を開始したときにあつたものとみなす。

(自己所有水道メーターの検査)

第37条 条例第20条第1項ただし書の規定による水道使用者等の所有する水道メーターは、管理者の行なう検査を受けなければならない。

(水道メーターの亡失等の届出)

第38条 水道メーターを亡失又はき損したときは、すみやかに第7号様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

(代理人の選定の届出)

第39条 条例第17条の規定により給水装置の所有者が代理人を選定したときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(届出)

第40条 条例第18条、第21条および前条の規定により届出をしようとする者は、次の各号に定める様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

(1) 代理人を選定又は変更したとき。 第8号様式

(2) 管理人を選定又は変更したとき。 第9号様式

- (3) 水道の使用をやめるとき。 第10号様式
- (4) 用途を変更するとき。 第12号様式
- (5) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 第13号様式
- (6) 給水装置所有者に変更があつたとき。 第14号様式
- (7) 消防用として水道を使用したとき。 第15号様式

2 条例第21条に規定する中止している水道の使用を再開するときとは、休止期間が1月以上で、かつ、同一使用者が使用を再開する場合をいう。

(申込および届出方法の特例)

第40条の2 第36条第1項および前条第1項の規定にかかわらず、条例第16条の規定による申込みならびに条例第21条第1項第1号から第3号までおよび同条第2項第1号の規定による届出のうち、給水装置工事を伴わないものについては、次の各号に定める申込みおよび届出方法によることができる。

- (1) 口頭
- (2) 電話
- (3) インターネット
- (4) ファクシミリ
- (5) 書面

2 前項の場合において、管理者は必要な事項について、書類等に記録するものとする。

(給水装置所有者の所在不明等の際の変更届)

第41条 前条第6号の規定による届出の際に、給水装置の所有者が所在不明等のため、その届出書に連署することができないときは、新所有者は、当該給水装置の所有権の取得を証明する書類を提出して、連署に代えることができる。

第42条から第45条まで 削除

(給水装置の異状の届出)

第46条 条例第24条第1項の規定により給水装置の異状の届出をしようとする者は、第16号様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による費用の算出方法については、管理者が別に定める。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第47条 条例第26条第1項の規定により給水装置又は水質の検査の請求をしようとする者は、第17号様式による請求書を管理者に提出しなければならない。

第6章 料金

(公衆浴場等の定義)

第47条の2 この条から第47条の4までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。
- (2) 普通浴場 公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場をいう。
- (3) 全体面積 主浴室面積，脱衣室面積，附帯浴室等面積および附帯施設面積を合計した面積をいう。
- (4) 主浴室面積 主浴槽および洗い場が設置されている浴室の面積から附帯浴槽面積を控除した面積をいう。
- (5) 脱衣室面積 公衆浴場の利用者が，専ら入浴のために着衣の脱着を行う居室の面積をいう。
- (6) 附帯浴室等面積 附帯浴槽面積および屋外に設置された露天風呂（露天風呂に至る通路および修景施設を含む。）の面積を合計した面積をいう。
- (7) 附帯浴槽面積 屋内に設置された，副浴槽，サウナ，ジャグジー，水風呂，寝湯，うたせ湯等の主浴槽以外の浴槽の面積を合計した面積をいう。
- (8) 業務用附帯施設面積 ボイラー室，フロント，従業員の休憩室，資材倉庫等の施設で，公衆浴場の利用者に開放されていないものの面積を合計した面積をいう。
- (9) 附帯施設面積 公衆浴場の用に供される建物の面積（同一の建物に飲食施設等の他の営業施設がある場合にあつては，当該営業施設を利用するために当該公衆浴場から屋外に出る必要のあるときは当該営業施設の面積を除くものとし，当該公衆浴場から屋外に出ることなく当該営業施設を利用することができるときは当該営業施設の面積のうち専ら当該営業施設に使用される部分の面積を除くものとする。）から，主浴室面積，脱衣室面積，附帯浴室等面積および業務用附帯施設面積を控除した面積をいう。

(対象浴場)

第47条の3 条例第28条の表備考第2項の管理規程で定める公衆浴場（次条において「対象浴場」という。）は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する普通浴場とする。

- (1) 全体面積が340平方メートル以下であること。
- (2) 附帯浴室等面積が主浴室面積未満であること。
- (3) 附帯施設面積が，主浴室面積および脱衣室面積を合計した面積未満であること。

(対象浴場の特例)

第47条の4 次の各号のいずれかに該当する普通浴場であつて、平成22年4月1日（以下この項において「基準日」という。）から平成22年9月30日までの間において対象浴場に該当しないものは、前条の規定にかかわらず、対象浴場とみなす。

- (1) 基準日の前日において現に公衆浴場法第2条第1項または第2条の2第1項の規定に基づき普通浴場の経営の許可を受けている者であつて、基準日において引き続き当該許可を受けているもの（次号において「既存営業者」という。）に係る普通浴場
- (2) 既存営業者から基準日以後に公衆浴場法第2条の2第1項の規定に基づき普通浴場の営業者の地位を承継した者に係る普通浴場
- (3) 基準日以後に、前2号に規定する者の普通浴場の譲渡等による浴場業の廃止後引き続き公衆浴場法第2条第1項の当該普通浴場の経営の許可を受けた者に係る普通浴場

2 前条の規定にかかわらず、平成22年10月1日以後において対象浴場に該当しない普通浴場であつて、前項各号のいずれかに該当するものは、全体面積が340平方メートル（同年9月30日を経過する時における全体面積が340平方メートルを超えている場合は、同日を経過する時における全体面積とする。ただし、同年10月1日以後において同年9月30日を経過する時における全体面積の減少があつたときは、当該減少後の全体面積（340平方メートル未満のときは、340平方メートル）とする。）を超えない間は、対象浴場とみなす。

(未納金の納入)

第48条 水道使用者等は、水道の使用をやめ、または給水装置を撤去しようとするときは、水道料金（以下「料金」という。）その他の未納金を、すみやかに完納しなければならない。

(料金の過不足の清算)

第49条 納入された料金の算定に誤りがあつたときは、その料金は、翌月以降の分で清算する。ただし、条例第29条第2項の規定により、水道の使用をやめたとき、または中止したときは、速やかに清算する。

(料金の月計算)

第50条 料金の月計算は、次のとおりとする。

- (1) 隔月に計量するものについては、前々月の計量日から当月の計量日までを2月とし、当月の計量日の属する月分およびその前月分として算定する。
- (2) 毎月計量するものについては、前月の計量日から当月の計量日までを1月とし、当



月の計量日の属する月分として算定する。

(使用水量の認定)

第51条 条例第31条に規定する使用水量の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 水道メーターに異状があつたときは、使用水量の認定を要する月の前3月の使用水量もしくは前年同期の使用水量または水道メーター取替後の使用水量を考慮して算定した推定水量を、その期間の使用水量とする。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するときは、使用区分により算定した推定水量を、各用途別の使用水量とする。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、第1号の規定に準じ、またはその他の事実を考慮して算定した推定水量を使用水量とする。

#### 第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理および自主検査)

第52条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

- (1) 法施行規則第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

#### 第8章 雑則

(水道メーターの点検等の時間)

第53条 水道メーターの点検または給水装置の検査は、日の出から日没までの間において行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(委任)

第54条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。  
(函館市水道使用条例施行細則の廃止)
- 2 函館市水道使用条例施行細則(昭和4年7月9日函館市告示第129号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(処分及び手続に関する経過措置)

3 この規程施行前に旧規程によりなされた許可, 承認, 認定その他の処分又は請求, 届出その他の手続は, それぞれこの規程の規定によりなされたものとみなす。

(4 町村編入に伴う経過措置)

4 戸井町, 恵山町, 椴法華村および南茅部町の編入の日前に廃止前の戸井町給水条例施行規則(平成10年戸井町規則第1号), 戸井町指定給水装置工事事業者規程(平成10年戸井町訓令第1号), 恵山町簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年恵山町規則第3号), 恵山町指定給水装置工事事業者規程(平成10年恵山町訓令第1号), 椴法華村簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年椴法華村規則第3号), 椴法華村指定給水装置工事事業者規程(平成10年椴法華村規程第1号), 南茅部町水道事業給水条例施行規則(平成10年南茅部町規則第16号)または南茅部町指定給水装置工事事業者規程(平成10年南茅部町規程第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は, この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和40年3月26日水道局規程第8号)

この規程は, 昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年1月20日水道局規程第10号)抄  
(施行期日)

1 この規程は, 昭和44年1月20日から施行する。

附 則(昭和44年2月21日水道局規程第15号)

この規程は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月1日水道局規程第11号)

この規程は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月30日水道局規程第12号)

この規程は, 昭和50年9月1日から施行する。

附 則(昭和52年5月31日水道局規程第10号)

この規程は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日水道局規程第2号)

この規程は, 昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年5月28日水道局規程第8号)

この規程は, 昭和54年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年7月2日水道局規程第10号)

この規程は, 公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日水道局規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある代理人選定（変更）届，管理人選定（変更）届，給水装置所有者変更届，消防用水道使用届および給水装置（水質）検査請求書の用紙は，当分の間，適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（昭和56年5月15日水道局規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年12月26日水道局規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日水道局規程第2号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月1日水道局規程第11号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際，現に改正前の函館市水道事業給水条例施行規程の様式の規定に基づいて作成されている用紙は，この規程の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

附 則（平成3年4月19日水道局規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年7月1日水道局規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年8月1日水道局規程第8号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際，現に改正前の函館市水道事業給水条例施行規程第16号様式の規定に基づいて作成されている用紙は，この規程の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

附 則（平成6年12月16日水道局規程第29号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月22日水道局規程第2号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月26日水道局規程第15号）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年 3 月31日水道局規程第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

（函館市水道局指定水道工事店に関する規程の廃止）

- 2 函館市水道局指定水道工事店に関する規程（昭和54年函館市水道局規程第 9 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程（以下「旧規程」という。）に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、この規程の施行の日から90日を経過したとき（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第107号）附則第 2 条第 2 項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をしたとき）は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。

- 4 この規程の施行の際現に旧規程第23条第 1 項の規定により登録されている責任技術者に関しては、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年厚生省令第59号）附則第 2 条の規定の適用については、平成11年 3 月31日までの間は、旧規程は、なおその効力を有する。

（補則）

- 5 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成15年 1 月24日水道局規程第 1 号）

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定（同条第 2 項を削る改正規定を除く。）、第 7 条の改正規定、第 9 条の改正規定および第40条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月30日水道局規程第24号）

この規程は、平成16年12月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日水道局規程第13号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日企業局規程第42号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日企業局規程第12号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日企業局規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日企業局規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日企業局規程第5号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日企業局規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき提出されている申請書、届出書、請求書その他これらに類するもの（以下「申請書等」という。）は、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式（第14条，第14条の6関係）

（表）

給水装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

申 込 者 (給水装置所有者)	住所			
	氏名			
	電話	( )	—	
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市	町	丁目 (番地) 番 号
設計審査の申請者 (指定給水装置 工事事業者)	住所			
	氏名			
	電話	( )	—	
指名給水装置工事 主任技術者氏名		技能を 有する者		
工 事 種 別	新設 ・ 改造 ・ 撤去			
給水装置の用途	家庭用 ・ 一般用 ・ 公衆浴場用			
	使用種別			
給 水 方 式	直結・増圧・直増併用・受水槽・直受併用	事前協議	有 ・ 無	
分岐管の種別	配水管・公道給水管・宅地内 給水管	分岐止	有 ・ 無	
水道メーター	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個			
給水管最大口径	mm			
給水管所有者分岐承諾	有 ・ 無			
道 路 種 別	国道・道道・市道・私道・その他			
施行者 区分	分岐箇所から 水道メーターまで	指定給水装置 工事事業者		
	水道メーターから 末端給水栓まで	指定給水装置 工事事業者		
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日	

注 工事の施行に当たり，申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は，裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

(裏)

給水装置工事に関する企業局との確認事項

給水装置所有者分岐承諾書

私は、申込者が私の所有する給水装置から分岐して使用することを承諾します。

承 諾 者	住 所
	氏 名
	印

第1号様式の2 (第14条関係)

給水装置工事承認通知書			
年 月 日			
様			
函館市公営企業管理者 企業局長 印			
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 (番地) 番 号		
指定給水装置 工事事業者			
工事種別	新設 ・ 改造 ・ 撤去		
給水装置工事 受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日
立会検査	<input type="checkbox"/> 分岐せん孔工事 <input type="checkbox"/> 通水作業 <input type="checkbox"/> 水圧試験 <input type="checkbox"/> 完成 <input type="checkbox"/> その他(                    )		
貸与水道メーター	口径 mm 個	貸与参考 水道メーター	口径 mm 個
遵守事項	<p>工事の施行をするに当たり生じた問題は、当事者間で解決すること。</p> <p>水道メーターの貸与を受けた者は、函館市水道事業給水条例の規定に基づき、善良な注意をもつて管理すること。</p> <p>水道の使用者または管理人もしくは給水装置の所有者は、函館市水道事業給水条例の規定に基づき、善良な注意をもつて水が汚染し、または漏水しないように給水装置を管理すること。</p>		



第1号様式の3（第14条の3関係）

指定番号 第 号

函館市企業局指定給水装置工事事業者

指 定 書

名 称

氏 名

有効期限 年 月 日 まで

函館市企業局指定給水装置工事事業者として指定する。

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長

印

第1号様式の4（第14条の6関係）

給水装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

申請者	住所					
	氏名					
	電話	( ) —				
給水装置使用者氏名						
給水装置設置場所						
函館市		町	丁目	(番地)	番	号
給水装置所有者	住所					
	氏名					
	電話	( ) —				
指名給水装置工事主任技術者氏名			技能を有する者			
工事種別	新設 ・ 改造 ・ 撤去					
給水方式	直結・増圧・直増併用・受水槽・直受併用			事前協議	有 ・ 無	
分岐管の種別	配水管・公道給水管・宅地内給水管			分岐止	有 ・ 無	
立会検査日	分岐せん孔工事	年	月	日	通水作業	年 月 日
	水圧試験	年	月	日	完成	年 月 日
貸与水道メーター	口径 mm 個		口径 mm 個			
貸与参考水道メーター	口径 mm 個					
水道メーター払出年月日	年 月 日					
水道メーターおよび配管検査日	水道メーター	年	月	日	配管	宅地内
						屋内
道路部工事	道路種別	国道	道道	市道	私道	その他
	占用許可日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧届出日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	路面復旧検査日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
路面種別	アスファルト ・ インターロッキング ・ 砂利道 ・ その他					
着工年月日	年	月	日	しゅん工年月日	年	月 日

第1号様式の5 (第14条の7関係)

修繕工事報告書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

使用者番号												
報告者	住所											
	氏名	電話( )										
修繕申込年月日	年 月 日			(修繕箇所位置図)								
給水装置設置場所	(番地) 函館市 町 丁目 番 号											
使用者氏名	電話( )											
修繕施行年月日	年 月 日											
水道 メーター	口径	mm										
	番号											
	修繕完了 時の指針	本器	m <sup>3</sup>									
		副管	m <sup>3</sup>									
修繕の種類および内容												
公道部分の修繕						宅地内の修繕						
1 破損修繕 2 漏水修繕  (舗装復旧) 面積                    m <sup>2</sup> 歩道                    t=                    cm 車道                    t=                    cm  (修繕工事内容) ----- ----- ----- -----						1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替(                    ) 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他(                    )						

第2号様式（第15条関係）

利害関係人同意書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

申込者(所有者)	住 所	
	氏 名	印

同 意 内 容				
1 次の給水装置工事については、申込者に承諾を与えました。				
2 今後この給水装置に関する問題は、一切当方で解決します。				
給水装置設置場所	町 丁目 番 号			
給水装置の用途	家庭用 一般用 公衆浴場用			
利害関係人	住 所	氏 名	印	摘 要
土 地 所有者	宅 地			
	私 道			
家 屋 所 有 者				
給 水 本 管 所 有 者				
管 理 人 ( 共 有 管 )				
そ の 他				

備考 1 利害関係人は、同意内容について特記事項がある場合は、摘要欄に記入してください。

2 給水装置の用途は、該当項目を○で囲んでください。

第3号様式 (第19条関係)

給水装置 工事費分納願

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

願出人 (所有者)	住所	
	氏名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番	号
給水装置工事の種類	新設	改造	撤去	
設計年月日	年	月	日	
工事費概算額			円	
分納回数			回	

-----

第4号様式（第19条関係）

月 賦 証 書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

願出人 (所有者)	住 所	
	氏 名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番 号
給水装置工事の種別	新 設	改 造	撤 去
工 事 費 概 算 額	円		
1 回 目 納 入 額	円		
残 額 分 納 回 数	回		

遵 守 事 項
1 工事費の清算によって生じた還付または追徴額は、月賦額で調整することに同意します。 2 工事費を完納しない場合は、給水装置の所有権を企業局に留保し、譲渡売買を行いません。その間の給水装置の管理は、私の責任で行います。 3 毎月の月賦金は、納入期日以内に必ず納入します。納入を遅延し、または支払い不能の場合は、違反処分として給水を停止し、または給水装置を撤去しても差し支えありません。

水道使用開始申込書  
(新設・改造・開栓用)

函館市公営企業管理者企業局長 様

施工者コード     施工者名  工事年月日 年  月  日 施工事由  1. 新設  2. 改造

お客さま番号           水栓番号

給水装置設置場所	町名コード	町名	番地号	部屋位置
かたがき				
フリガナ				電話
使用者氏名				
所有者	住所			電話
	氏名			
代理人	住所			電話
	氏名			

口径	取付	mm
メーター番号		
検満年月		
指針	本器	
	遠本	
施工事由		1. 新設 2. 改造 4. 開栓

給水方式	1. 直結 2. 受水タンク 3. 直受併用 4. 増圧 5. 直増併用
------	--

受水タンク容量	上 下
---------	--------

設置者区分	1. 市営 2. 道営 3. 官公庁 4. 法人個人
-------	-------------------------------------

認定番号	<input type="text"/>
------	----------------------

業種コード	<input type="text"/>
業種態様コード	<input type="text"/>
検針月コード	<input type="text"/>
検針員コード	<input type="text"/>

摘要

施工年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
メーター位置	<input type="text"/>

所有区分	1. 貸付 2. 自己 3. 直営 4. 遠隔
器種区分	1. 遠隔 2. 参考

メーター区分	1. 外 3. PS 6. 遠隔	検針回順	<input type="text"/>
--------	------------------------	------	----------------------

備考 1 朱色の部分に記入してください。  
2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

第7号様式(第38条関係)

水道メーター亡失(き損)届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

届 出 人	
住 所	町 丁目 番 号
氏 名	
電 話	

お客さま番号											
給水装置設置場所	町	丁目	番	号							
使用者氏名											
亡失(き損)年月日	年	月	日								
口 径	mm										
番 号											
理 由	1 家屋解体による亡失					2 その他					

摘 要											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



第8号様式 (第40条関係)

代理人選定(変更)届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人 (所有者)	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	( ) —

新代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	—
旧代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

摘要
----

第9号様式(第40条関係)

管 理 人 選 定 ( 変 更 ) 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届 出 人 (所有者)	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	( ) ー

管 理 人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	( ) ー
旧 管 理 人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

摘要
----

備考 届出人が連名の場合は、別紙または摘要欄に記入してください。

第10号様式(第40条関係)

水道使用廃止届  
(改造・撤去・閉栓用)

函館市公営企業管理者企業局長様

施工者コード

施工者名

工事年月日 年 月 日

施工事由

年 月 日

2.改造  
3.撤去

お客さま番号

水栓番号

給水装置設置場所	町名コード	町名	番地号	部屋位置
かたがき フリガナ				
使用者氏名				電話
所有者 住所 氏名				電話
代理人 住所 氏名				電話

口径		mm		取外	
メーター番号					
検満年月					
指針	本器				
	遠本				
施工事由					

5.閉栓  
6.欠失  
7.特例

施工年月日					
メーター位置					

摘要

- 備考 1 朱色の部分に記入してください。  
2 この届出書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

第12号様式（第40条関係）

用 途 変 更 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

使 用 者 番 号										
給水装置設置場所	町 丁目 番 号									
届 出 人 (使用者)	住 所	町 丁目 番 号								
	氏 名									印
	電 話	( ) —								
所有者または代理人	住 所	町 丁目 番 号								
	氏 名									印
用 途	新	家庭用	一般用	公衆浴場用						
	旧	家庭用	一般用	公衆浴場用						
用途変更年月日	年 月 日									

摘要
----

第13号様式 (第40条関係)

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人 (使用者)	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	( ) ー

所 有 者	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

消火栓の種類および 使 用 栓 数	1 水道メーターの装置のあるもの	<input type="checkbox"/>
	2 水道メーターの装置のないもの	<input type="checkbox"/>
使 用 の 日 時	年 月 日	午 時から 午 時まで

立会職員 職氏名	
封かん職員 職氏名	
封 かん 年 月 日	年 月 日

摘要
----

給水装置所有者変更届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

給水装置設置箇所		町	丁目	番	号	
新所有者	住所	町	丁目	番	号	
	氏名					印
	電話	( )	—			
旧所有者	住所	町	丁目	番	号	
	氏名					印
	電話	( )	—			
変更年月日		年 月 日				
給水装置の所有者が所在不明等のため、その届出書に連署することができないときは、新所有者は、当該給水装置の所有権の取得を証明する書類を提出して、連署に代えることができます。						
変更事由		提出書類				
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買		<input type="checkbox"/> 土地および建物の全部事項証明書 (登記簿謄本の写し)				
		<input type="checkbox"/> その他( )				
<input type="checkbox"/> 相続		旧所有者との関係( )				
<input type="checkbox"/> その他		その他( )				
提出者	氏名					
	連絡先	TEL ( ) —				
〈注意〉 1 太線の枠の中だけ記入して下さい。 2 本届出に関し、後日利害関係人からの異議の申し出があっても、当局はその責任を負いません。 3 新所有者が市外に居住している場合は、別紙代理人選定届けの添付が必要となります。						

局記入欄	水栓番号							
布設年月日	年	月	日	口径	mm	材質		
摘要								

第15号様式 (第40条関係)

消 防 用 水 道 使 用 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

使 用 者 番 号										
給水装置設置場所	町 丁目 番 号									
届 出 人 (使用者ま たは管理 人)	住 所	町 丁目 番 号								
	氏 名									
	電 話	( ) -								

所有者また は代理人	住 所	町 丁目 番 号								
	氏 名									

使 用 の 日 時	年 月 日 午 時から 午 時まで								
消 防 署 職 員									

摘要									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(表)

給 水 装 置 異 状 届

(裏)

年 月 日 午前 午後 時 分

函館市公営企業管理者企業局長様

使用者番号		金額	円
給水装置設置場所	町 丁目	番 号	
使用者	氏 名	電 話	—
申 込 者	住 所		
	氏 名	電 話	—
支 払 者	住 所		
	氏 名	電 話	—
故 障 内 容			
故 障 箇 所		仮修繕者	月 日 時 分 留守, 不明 その 他
装 置	水 栓	床 下 埋 地	発着
	立上り管		終
	防寒器	公 道	発着
	栓 類		終
	継 手	私 道	発着
	軌 道	終	
故 障 状 態		工事内容	
出 ない	出 が 細 い	-----	
出 っ 放 し	よ く 止 ま ら ない	-----	
破 裂	凍 結	目 標	
業 者 破 損	メーターまで 水がこない	-----	
工事予定			

修 繕 費 用 内 訳 書				
修 繕 者	修繕処理内容		年 月 日 施工	
	しゅん工			
	再 調 査		発 時 分	
	先 方 修 繕		着 時 分	
	修 繕 不 要		終 時 分	
使 用 材 料	形 質	数 量	単 価	金 額
ポリエチレンパイプ				
鋼 管				
水 栓				
水栓 パッキン				材 料 費
防寒器パッキン				労 力 費
防寒器 輪ゴム				小 計
PP用 外ネジ				経 費
PP用 内ネジ				計
PP用 ユニオンソケット				舗 装 復 旧
MC ユニオン				
				計
				消費税相当額
				合 計
				検 査



第17号様式 (第47条関係)

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

使用者番号										
給水装置設置場所	町 丁目 番 号									
使用者										
請求者	住所	町 丁目 番 号								
	氏名									
	電話	(    )    —								

所有者 (管理人または代理人)	住所	町 丁目 番 号								
	氏名									
	電話	(    )    —								

検査の理由									
検査の結果									

摘要									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第1号様式（第14条，第14条の6 関係）

第1号様式の2（第14条関係）

第1号様式の3（第14条の3 関係）

第1号様式の4（第14条の6 関係）

第1号様式の5（第14条の7 関係）

第2号様式（第15条関係）

第3号様式（第19条関係）

第4号様式（第19条関係）

第5号様式（第36条関係）

第6号様式 削除

第7号様式（第38条関係）

第8号様式（第40条関係）

第9号様式（第40条関係）

第10号様式（第40条関係）

第11号様式 削除

第12号様式（第40条関係）

第13号様式（第40条関係）

第14号様式（第40条，41条関係）

第15号様式（第40条関係）

第16号様式（第46条関係）

第17号様式（第47条関係）